

一般社団法人日本ホビー協会 入会金・会費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ホビー協会の定款第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費について定める。

(会費)

第2条 会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員入会金・・・・・・・・・・20,000円
個人会員入会金・・・・・・・・・・10,000円
- (2) 法人正会員会費・・・・・・・・・・72,000円/1年
個人正会員会費・・・・・・・・・・15,000円/1年
法人賛助会員会費・・・・・・・・・・60,000円/1年
個人賛助会員会費・・・・・・・・・・12,000円/1年

(会費の納入期限)

第3条 会員は、会費請求により指定される納入期限日までに会費年額の全額を本協会の指定口座に納入しなければならない。

(中途入会の会費及び入会金の納入期限)

第4条 事業年度の中途に入会した当該事業年度の会費は、理事会の入会承認月により次のとおりとする。

- (1) 6月理事会にて承認された場合・・・・会費年額の全額
- (2) 10月理事会にて承認された場合・・・・会費年額の12分の5の額
- (3) 2月理事会にて承認された場合・・・・会費年額の12分の1の額

2 前項の該当する会費及び第2条(1)の入会金をあわせて理事会承認後の請求により指定される納入期限日までに本協会指定口座に納入しなければならない。入会承認月が2月理事会の場合は、請求により指定される納入期限日までに当該事業年度の会費年額の12分の1の額と翌事業年度の会費年額の全額及び入会金をあわせて納入しなければならない。

(入会金、会費の返還)

第5条 定款第8条による年度中途の退会や定款第9条及び第10条の規定により除名もしくは会員資格を喪失した場合でも、一度納入された入会金及び年会費は返還しないものとする。

(会員の更新)

第6条 4月1日より翌年3月31日までを会員期間とし、1年ごとの更新とする。退会の申し出がない限り自動更新とする。ただし当該事業年度に正会員であった者が翌年度も正会員である意思表示がない場合は、賛助会員として自動更新するものとする。

(規則の変更)

第7条 この規則は、総会の決議によって変更することができる。